

● 2006年12月定例会一般質問

高木質問

民主党さいたま市議団の高木まりです。通告に従い、質問させていただきます。

I. 今この国のニュースに胸を痛めながら、本市にできることは？

さて、「行く河の流れは絶えずして しかももとの水にあらず 淀みに浮かぶうたかたは かつ消えかつ結びて 久しくとどまりたるためしなし」。「無常」を言い当てた、有名な「方丈記」の一節であります。その静かで美しい表現が現れていることの中に、私は今、この国で次々と起こる悲惨な事件を想起しています。「人の社会」という器は続いていても、そこに浮かぶ「うたかた」が次々と変化します。戦争で命を落とさなくて良くなったのに、自ら命を絶つ人が毎年3万人以上も出ています。貧しさに子売りをしなくてもよくなったのに、虐待でわが子を殺す親が後を絶ちません。しかし、これらに「どうして」と言っているだけでは、これに歯止めをかけることができません。今「市」という立場から何か少しでもできることはないかとの強い思いから、質問させていただきます。

1. 子どものいじめによる自殺をなくすために

残念なことに、この間、子どものいじめによる自殺が相次ぎました。事態の重大性や意味については、改めて述べる必要はないと思います。4点伺います。

(1) まず、今回の一連の事件を受け、改めてどのような対応策が確認されたのかについて伺います。

(2) 子どもの社会は大人の社会の縮図とよく言いますが、大人もやっているいじめを子どももやっています。大人が年3万人自殺する中で、子どもが自殺しています。しかし、大人と違って、子どもは自分の意思でいじめの現場＝つまり学校を去ることができませんし、警察に訴えてその「恐喝」や「傷害」をする犯人を捕まえてもらうことができません。子どもは、より過酷な条件の中で、自分の価値を信じ、その身を守っていかなくてはならない大変な中にあります。アメリカ、カリフォルニア州では青少年を対象とした自殺予防教育として、生徒・親・教師に向けたプログラムがあり、効果をあげているとのことですし、フィンランドでも教育省が中心になって実施する3日間のプログラム

が功を奏しています。今こそ子ども達に、適切な自殺防止教育プログラムを実施することが必要と考えますが、見解を伺います。

因みにこのプログラムは、長期的にこの子ども達が大人になった時の自殺をも少なくし、全国の自殺者を減らしていくことにもつながることを付け加えておきます。

(3) 今回は「連鎖」と呼べるような展開で、子どもの自殺が相次いでしまいました。子どもに限らず、自殺には「連鎖」の要素が強く、自殺報道を地味にしかやらないと連鎖が抑えられるというのがウィーンの地下鉄自殺が多かったオーストリアでの研究事例で確認されています。逆に言えば、派手な日本の自殺報道をどう受け止めるのか、メディアリテラシーの問題が自殺防止に重要な役割を担っていると思われれます。メディアリテラシーを学ぶことは、自殺防止以外にも、子どもが社会で生きていくうえでの様々な力となり得ると思いますが、本市の学校教育において、メディアリテラシーにどのように取り組んでいるかお聞かせください。

(4) 日々本市の学校現場では命の大切さをどう伝えようかとご努力いただいていることと拝察しますが、先日市内の小学校で行われた盆栽教室において、この面で子どもたちに大変良い反応があったとの話を聞きました。人の愛情をかけることで1000年以上の命を燃やし続ける盆栽は、命の大切さを学べる絶好の教材だと感じた次第ですが、全校で実施していく方向での検討をお願いできないか、伺います。

2. 虐待による不幸の連鎖を断ち切るために

秋田で4歳児が用水路に落ちて死亡したという事件は、母親とその交際相手が虐待をした上で、その発覚を恐れての殺害であったことが判明しました。虐待死のニュースはその後も続いています。

虐待防止には様々なアプローチがありますが、私は今回、虐待の連鎖に注目して、いかに発生源から虐待をなくしていくかについて、質問させていただきたいと思います。

目の前で起きている虐待から子どもを保護することは当然必要なことですが、残念ながらそれは対症療法であり、根治に至りません。虐待をする親を調べると虐待をされて育っている割合が非常に高く、虐待をしてしまう親自身の心の

傷を治癒させないと、子どもが戻ってきてもまた虐待をしてしまうということになってしまいます。

今回の秋田のケースでも、以前に一度虐待が疑われ、行政の関与で母子分離が図られたものの、子どもが戻ってから再び虐待となり、結局事件へと結びついてしまいました。

児童虐待防止法第11条は、虐待を行った保護者に指導を受ける義務を課しており、従わなければ知事から勧告される規定になっていますが、現在の児童相談所の忙しさと役割から見てどれだけそれが可能か、また、介入権限と治療、援助権限が一緒でできるかという問題も含めて、実際はなかなか行えないというのが全国的な現状です。そこで伺います。

本市において、虐待親への指導・ケアはどのように現状なされていますか。また、こういったカウンセリングを、多忙で役割の衝突する児童相談所が直接ではなく、民間を含めた他機関、専門家に委託してしっかり実施していくことは、虐待根絶への重要なキーになると思いますが、いかがですか。

3. 不適格教員から子どもを守るために

残念なことに、指導力という教員の実務能力の以前に、生徒に性的な被害を与えるなど、資格の部分で不適格な教員が存在します。先ほどの虐待の連鎖ではありませんが、子ども期に大きな心のダメージを受けると、その後大人になっても心の安定を持てずに大変な苦労をせざるを得ないケースが多く生じます。中でも性的な被害は、その人の努力では乗り越えがたい大きな精神的傷跡を残してしまいます。

教師も人間とはいえ、絶対に起きてはいけない、一件たりとも存在してはいけない事件です。しかし、今回は羽村市で、内容に問題のあるHPを掲載したことで問題になった教員が、生徒の体を触るなどの事件も起こしていると報道されています。そして、教師が子どもを性的対象とした為に処分されたケースは、他にも報道に散見されるようです。

そこでまず、本市において、このような処分の対象となった教員がいたのかについて、実態を伺います。

また、人間の性癖にはなかなか変え難い、抑え難い面があって事件につながる一方、事件となって被害が生じない限り、内心の自由でどんな妄想を抱いても

自由、つまり人事管理としての事前対応が困難な現状もあります。となると、対応策としては、残念ながら生徒自らが自分の身を守る技を身につける、低学年の子であれば、触られるという嫌な感じに「嫌だ」と声をあげていいのだというところから教える必要があると思いますが、いかがでしょうか。これについては、以前公明党さんからも数回にわたって質問のありましたCAPプログラムを取り入れていくことが有効かと思いますが、導入についてのご見解を伺います。CAP講習は、いじめや外部の不審者、犯罪者からの防御にも有効ですので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

4. 心の健康を大切に社会にするために

わが国では、1998年以降、毎年3万人の自殺者が出ています。様々な驚くような事件の背後にも、ストレスに対する対処がもっと柔軟にとれる心の健康状態であれば、事件にまで至らなかったであろうという事情が多々存在しています。ごくごく短く言えば、「心の健康」を皆が大切に社会では、犯罪や事件が起こりにくいとも言えると思います。また、心の病を皆が理解し、病の者には優しく、予防の術にも詳しい社会は、誰にとっても生きやすい社会であることは間違いありません。

しかし、一生のうち5人に1人の人はかかるという精神疾患は、誰もがかかる可能性のある身近なものであるにもかかわらず、まだまだ人々の認識が低く、時に偏見にさらされ、医療機関への診断さえためらう人がいるのが実態です。

本市では「心の健康センター」・保健所・各区の保健センター等の連携で、相談事業や普及啓発が進められており、また、これからパブコメにかかる「ヘルスプラン21」の後期計画でも3つの重点項目の1つに「心の健康」が取り上げられています。これら積極的な対応を評価したいと思います。更にこれを推進していくために、以下2点につき伺います。

(1) 「心の健康」には基礎知識の普及が大切かと思いますが、価値観などの固定化している大人では理解が進まないという現状があるかと思いますが。それより、偏見のない学齢期に、健康管理の延長で「心の健康」についてもその基本的な内容について学ばせられれば効果的で、かつ思春期以降に出会う様々な困難にも対応する力をつけることができると思われますが、現在、このような学習は本市において、どのように学校教育で行われているのか、教えてください。

(2) 実際誰もがなる可能性を持っている精神障害であります。医療と福祉の両面の支援が必要という特色を持つ精神障害で、今回の自立支援法で医療費がこれまでの5%から一割負担へと倍増しました。医療によるケアが重要な障害において、受診を困難にする内容ですが、残念ながら今回の市の独自補助には盛り込まれませんでした。今回の補正予算を評価しつつ、加えて「心の健康」を大切にす社会のために、更に一段の補助策を期待するところではありますが、実施についての見解を伺います。

II. これからの時代の基金のあり方について

今議会には「さいたま市文化財産等取得基金条例」議案も提出されておりますが、本日現在の時点で、さいたま市には20の基金が存在しています。基金の中にも様々な使命とタイプのものであり、議員諸氏でも「こんな基金もあったのか」と思われる基金もあろうかと思っておりますが、今回は中でも、「寄付」条項をもつものについて伺いたいと思っております。

欧米諸国に比べ、寄付という文化にまだ馴染みが足りないと思われるわが国であります。それでも大規模災害への支援から渡航して手術を受ける方への個人寄付まで、様々な形での寄付活動が私たちの身の回りでも行われています。本市においても、決算カードによると平成16年度で約4650万円の寄付が計上されており、ある一定の規模を持つものになってきていることが推察されます。これからも国の財政難の煽りを受け、地方が厳しい財政運営を強いられることが予想される中、寄付の形で市政を助けていただくことは大変ありがたいことですし、かつ寄付者は市民に限るわけでないで、全国、或いは世界からも応援していただける為、寄付は未来に向け、大変有望なツールと考える必要があると思われま。

しかし、やはり寄付は「いただく」ものであるだけに、ただ座していたのでは集まりません。政治活動に対する寄付でも経験していますが、やはり魅力的なPRや納得のいく受け皿作り、熱心な働きかけなどがあって、初めて成果が出せるものです。場合によっては今後、自治体間で寄付の取り合いということも考えられると思っておりますが、まだそこまで競争が激化していない中、本市が先駆けて寄付についての取組みを洗練させて資金調達力を上げていければ、大変有意義なことと考えますが、いかがでしょうか。

(1) 今後の基金における、寄付の重要性につき、執行部がどのようにお考えか、お聞かせください。

(2) 現在の寄付条項を持つ5基金について、昨年度の寄付額実績とPRの取り組み状況についてお聞かせください。

(3) 基金には寄付を受け入れられるという長所がありますが、目的ごとにまとまった会計でありながら、特別会計のように入り払いと残高がセットで予算・決算書にのることがなく、状況が見えにくいという難点があります。ここは寄付をいただく基本姿勢として、かつ、きちんと運用状況が見えるものの方が寄付が集まりやすいという現実問題からしても、基金ごとの内容についての報告書をきちんと作って報告していく必要があると思いますが、執行部のご見解を伺います。

(4) 寄付募集の成否には、イメージ戦略、PR作戦が大変重要なカギを握っています。寄付は目的がはっきりしているものほど、集めやすいという側面があり、「全国の災害で困っている人への募金」といってもなかなか集まりませんが、大震災の直後に「〇〇大震災被害者救済募金」とすると集まります。本市の基金でも「リサイクル基金」のような目的が狭いものは集めやすいと思われませんが、今回の「文化財産等取得」のようなジャンルが相当広いものでは、寄付者の「これになら寄付したい」という細かいニーズを引き出しやすくする為に、選択肢を複数用意するなど、寄付者をその気にさせられる更なる仕掛けについても、加えて検討することが有効かと思いますが、いかがでしょうか。

12月定例会 回答

1 (1) 答弁：藤間隆文教育長

北海道滝川市、福岡県筑前町における小中学生の自殺等、尊い命が失われるという痛ましい事件を受けて、本市では、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識のもと、臨時の校長会を開催し、市立小中高、養護学校長に対して、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度と、いじめを受けた児童生徒の立場に立った誠実な対応について組織的な取り組みをするよう指導しました。

また、日ごろから児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応するなど学校ごとに取組みの総点検の実施を文書で指示したところです。さらに、文部科学大臣あてのいじめを苦しめた自殺予告における具体的な対応として、自殺予告日に市立全小中高、養護学校及び教育委員会において職員が待機し、緊急事態に備え、万全を期したところでございます。しかし、子どもたちのいじめによる自殺を予防するためには、子どもたち自身が人との関わりの中で、みずからが生きることの大切さに気づくことが大切です。本市では、全国で唯一の人間関係プログラムを通して人との関わり方を学ぶとともに、道徳の時間や特別活動の時間、ボランティア活動や自然体験、社会体験などの体験活動を生かした学習など、あらゆる教育活動を通して、子どもの情緒を豊かにし、安定させる取組みを推進しております。

また、メディアリテラシーに関する取組みですが、学校教育の中では情報活用能力の育成を前強化党の教育活動で行っております。例えば複数の新聞やインターネットの情報を取り上げ、同一情報をそれぞれがどのように取り扱っているのかを課題にしながら、その取り扱いの違いに気づかせていくなどの活動を通して情報を適切に判断する能力を身につける指導をしております。その際、しっかりとした自分の考えを持って学習に臨むこと、判断に迷ったら、必要に応じて周囲の大人に相談することが大切であることをあわせて指導しております。

次に、盆栽教室の全市的取組みですが、各学校では総合的な学習の時間等において盆栽教室や人形づくり、ささら獅子舞など地域の環境や人材を生かした伝統文化等に触れる学習に取り組んでおります。盆栽教室を全校で実施することは困難であります。栽培や動物飼育などの体験活動を含め命の大切さを伝える教育活動を重視してまいりたいと考えております。

1 (3) 答弁：藤間隆文教育長

まず、本市において平成15年度以降、教師が児童生徒に対してわいせつな行為を行った事件があったかという御質問でございますが、残念ながらございました。さいたま市教育委員会といたしましては、各学校における倫理確立委員会、セクシュアルハラスメント防止党委員会を設置しての指導、校長管理研修会における校長への指導等を通じ、事件の防止に努めております。

また、子どもに対しての指導につきましては、警察と連携を図りながらの防犯教室の実施や児童生徒にロールプレイング等を活用し、様々な場面で対処す

ることのできるスキルを身につけさせるなど、自らの身を守る力をつける取組みを実施しております。

教育委員会においては、このような取組みを推進しておりますので、現在のところ CAP の導入については考えておりません。

1 (4) 答弁：藤間隆文教育長

心の健康に関する学習につきましては、小学校、中学校ともに体育課及び保健体育課の保健領域等で取り扱っております。小学校においては、思春期における体の変化に関する学習を通して、心の発達及び不安、悩みへの対処の仕方について理解できるように指導しております。中学校においては、生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てることを目標としております。この中におきましては、思春期は身体的には生殖にかかわる機能が成熟し、精神的には自己形成の時期であること、さらに心の健康は欲求やストレスに適切に対処することによって保たれ、身体と精神は互いに影響しあうことなどを内容として取り扱っております。

学習の具体的な場面としては、友達との付き合い、自分の気持ちを上手に伝えることの重要性など、本市で行っている人間関係プログラムにも通じる内容やストレスへの対処法として、自分を支えてくれる人を持つことや趣味などで気分転換したり、物事を前向きに考えたりすることの重要性、さらには脳の仕組みと働きやストレスとは何かについて考えさせる場面なども設定しております。

心の健康に関する指導は、教科の学習だけでは不十分であり、日常の学校生活において教師が一人ひとりに目を向け、きめ細かな対応をする中で進められるものと考えておりますので、特別活動や生徒指導、教育相談など、全教育活動を通して、その充実を図ってまいります。

1 (2) 答弁：磯部光彦保健福祉局長

児童相談所における平成 17 年度の児童虐待通告受理件数は 322 件と前年度比 33.6%増となっており、平成 18 年度におきましては 11 月末現在で 276 件とこ

のままの推移では 400 件を上回る見込みでございます。依然として増加傾向を示しております。

こうした中、加害者である保護者へのケアにつきましては、相談関係をつくることのできた親子には個別指導として児童福祉士と児童心理士がチームを組み、必要に応じて嘱託精神科医の診察を交えながら、親子のケアと関係修復に努めております。さらに、グループによる親子プログラムにつきましても、平成 15 年から実施し、効果をあげております。第 4 期目の本年度は、14 名の親子に対しグループ指導を行っております。このプログラムは、親に対しては日常生活場面での子どもへの適切な対応方法を学び、感情と行動の抑制を促すことを目的とし、本年度は 3 ヶ月で計 10 回にわたり実施することとしております。

親の心の傷に対する直接的なケアにつきましては、今後も親子ケアのノウハウを積み上げながら、虐待関係を乗り越えて家族再統合が図れるよう、児童相談所が主体的に心の健康センターや民間医療機関等の関係機関との連携を強化し、対応していく所存でございます。

1（4）答弁：磯部光彦保健福祉局長

旧精神通院医療につきましては、所得の高い方も低い方も一律 5% の自己負担となっておりましたが、負担の上限額は設定されておりました。障害者自立支援法の施行により、原則 1 割負担となりましたが、世帯の所得の状況に応じて月額負担の上限額が設けられました。これにより市町村民税非課税世帯については、月額 2500 円または、5000 円の上限額となっており、低所得者世帯への配慮がなされているものと認識をしております。

なお、障害者自立支援法にかかる課題等につきましては、今後八都県市で共同して調査研究を進めていくこととしておりますので、ご質問にございました点も含め検討し、必要に応じ国への要望を行ってまいりたいと存じます。

2.（1 点目～3 点目）答弁：林進財政局長

これからの時代の基金のあり方について、所管部分について一括してお答えいたします。

初めに、寄附金の重要性でございますが、本来地方公共団体の経費は、地方税、地方交付税及び国庫支出金等の財源によるものでございますが、市民の方々などからの自発的意思を以って行われる寄附を歳入とし、その趣旨にそって 経費の活用を図ることは、市民と行政との協働によるまちづくりを進めている本市にとりましては、有意義なものと考えております。

次に、特定目的基金の平成17年度の寄附実績でございますが、基金設置条例中、積み立て条項において寄附金を財源の一部としている五つの基金のうち寄附実績がありますのは、ふれあい福祉基金の約1250万編のみでございます。また、そのPRの取組みでございますが、市のホームページにおいて基金の設置の趣旨、寄附の受け入れ方法、事業の内容等をお知らせしておりますが、その収支や使途状況の公表につきましては、その方法等研究課題とさせていただきます。

2. (4点目) 答弁：大塚英男市民局長

これからの時代の基金のあり方についての4点目、寄附を促す仕掛けづくりについてお答えいたします。

今回提案をしております文化財等取得基金条例では、基金への積み立ては市の積み立てとあわせ寄附金も当てることとしております。これは、広く寄附者の方々からの以降に基づき、当基金の目的に沿った寄附金を受け入れ、文化財産等取得費に充てていこうとするものであります。

寄附を促すしかけづくりということですが、文化財等取得基金の対象となるものは、美術品のほか緑の文化、スポーツ文化、漫画・ユーモア文化、人形文化、鉄道文化に関連した文化財産の購入を行うもので、寄附の受け入れは市の財政負担を緩和するとともに、寄附をなさる方の意向がしの文化振興策にいかされるという有効な手法でありますので、今後基金を運用する中で課題として研究してまいりたいと考えております。